

2 管理の基本方針

(1) 利尻礼文サロベツ国立公園の将来目標

利尻礼文サロベツ国立公園の管理に当たっては、次の5つを将来にわたる目標とする。

(ア) 最北の国立公園としての特徴を将来にわたり維持する

北方の島嶼景観、広大な原野、希少な高山植物、野鳥、海棲哺乳類等の北方圏の原生的な自然環境、また漁業や酪農などの地域産業の風景や集落景観等、最北の国立公園としての特徴を維持する。

(イ) 様々な眺望地点からの利尻山の景観を確保する

利尻島、礼文島、稚咲内海岸、サロベツ地域等にある利用拠点や利用ルートからの本公園のシンボルである利尻山（利尻富士）の良好な景観を確保する。

(ウ) 高山植物や野生動物が身近に感じられる公園とする

高山植物、湿原植物のほか、野鳥や冬季の海棲哺乳類等、多種多様な野生生物の生息・生育環境を保全するとともに、野生生物に関する地域毎、季節毎の情報を充実させ、適時に提供する。

(エ) 多様な地形・地質が楽しめる公園とする

火山、湿原、海岸砂丘、周氷河地形等、公園区域内に有する多様な地形・地質について、典型的な状態が観察できる場所の保全と利用を図り、環境学習の場としても活用していく。

(オ) 多様な主体による自然環境の保全と再生活動の推進を図る

自然環境の保全・再生活動にあたっては活動の担い手の育成や地域の連携を深めながら、多様な主体とともに活動を推進する。

(2) 利尻礼文サロベツ国立公園の管理の基本方針

各将来目標達成のための管理の基本方針を以下のとおりに掲げる。

(ア) 多様な野生生物、それらが生息・生育する原生的な自然環境及び多様な地形・地質を厳正に保全するため、開発行為によるこれらの改変は極力抑制するとともに、損なわれた自然環境の再生、外来生物対策、希少動植物の保護増殖等、保全のために必要な施策を講じる。(2(1)将来目標(ア),(ウ),(エ),(オ)に対応)

(イ) 様々な利用拠点からの利尻山の景観や原生的自然域とその周辺の酪農や漁業等の生活空間が調和した風景を維持するよう、住民と「地域に望ましい風景」を共有し、それを基本とした景観管理を行う。(将来目標ア,イに対応)

(ウ) 公園利用者が日常の生活環境とは異なる北方圏の自然環境及び景観を身近にかつ安全に享受できるよう、また環境学習の場として活用できるよう、施設整備や自然環境に関する地域毎、季節毎のリアルタイムの情報提供を展開し、自然とのふれあいの推進や新たな公園利用方策を検討する。(将来目標ウ,エに対応)

(エ) 関係機関、パークボランティア、NPO等の多様な主体と連携し、サロベツ湿原の自然再生、レブンアツモリソウの保護増殖、外来生物の防除等、自然環境の保全や再生等の活動を推進するほか、公園利用者に対する情報提供の

体制の確立や、地域活動による公園管理を進めるための担い手の養成・支援を行うよう努める。(将来目標ウ,エ,オに対応)

(3) 各管理計画区の管理方針

(ア) 利尻管理計画区

利尻山の山麓から頂上にかけての良好な自然環境を保全する。

利尻山の展望地において、前景となる海岸、漁村を中心とした街並み、湖面等を一体的に保全する。

離島における固有の自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に進める。

利尻山登山道の適切な整備と維持管理を図り、利用形態に対応した安全確保に努める。

自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

(イ) 礼文管理計画区

全域にわたって生育している寒地・高山性植物を保全する。

主要展望地(桃岩展望台、ゴロタ岬等)からの利尻山の眺望を良好な状態で維持する。

離島における固有の自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に進める。

探勝路又は園路の適切な整備と維持管理を図る。

自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

(ウ) 海岸砂丘管理計画区

人為の加わっていない海岸砂丘の地形及び植生を保全する。

道道稚内天塩線からの利尻山を含む眺望の広がり確保する。

原生的な自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に行う。

自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

公共事業用の砂の採取可能地区は、平成13年2月8日に定められた特別地域内における行為の許可基準の特例による区域の範囲内とし、これ以外の地区での砂の採取は認めない。

(エ) サロベツ管理計画区

大規模な泥炭地とその上に広がる湿原植生を保全する。

ビジターセンター、園地や道道豊富稚咲内停車場線、浜里下沼線からの利尻山及び地平線の眺望を確保する。

原生的な自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に行う。

湿原及び湖沼の状態が悪化した箇所については隣接する酪農等の産業と調整を図りながら自然再生事業を行う。

自治体・NPO等と連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。